

解体工事業者の皆様へ

家電4品目は「正しく」リサイクルしてください

- ◆ 家電4品目（エアコン（セパレートタイプ（壁掛け型、床置き型）・ウインドタイプ）、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機。いずれも家庭用機器に限る。）は、家電リサイクル法の対象品目であり、家電4品目が廃棄物となったもの（以下「廃家電4品目」という。）は、家電リサイクル法等に基づき処理する必要があります。

※事業所で使われている家庭用機器（家電4品目）も、家電リサイクル法の対象です。

- ◆ 建築物解体時の残置物については、所有者に処理責任があるので、建築物解体時の残置物として廃家電4品目がある場合には、解体工事発注者等を通じて、家電リサイクル法等に則した処理（廃棄）を依頼してください。

①建築物解体の際に残された廃家電4品目は「残置物」です。

- 建築物の解体時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物（残置物）は、建築物の解体に伴い生じた廃棄物（解体物）とは異なり、その処理責任は当該建築物の所有者等にあります。
- 建築物解体の際に残置された廃家電4品目も、「残置物」に該当します。

②残置物である廃家電4品目は、家電リサイクル法等に則した扱いをお願いします。

残置物は、建築物の所有者等があらかじめ撤去するのが本来のルールであることを解体工事発注者に説明の上、廃家電4品目については家電リサイクル法等に則した適正な処理（廃棄）を解体工事発注者を通じて依頼してください。（解体工事発注者向け資料をご活用ください。）

③解体工事発注者等から廃家電4品目の収集運搬を依頼された場合、以下の点に注意してください。

- 建築物解体の際に残された廃家電4品目が一般廃棄物にあたる場合（一般家庭から排出される家電4品目である場合）、その収集運搬を受託するためには、産業廃棄物収集運搬業の許可ではなく、一般廃棄物収集運搬業の許可又は市町村からの当該残置物の処理に係る委託が必要です。

※解体工事業者が家電リサイクル法上の小売業者に該当する場合（家電4品目の小売販売を兼業している場合）は、この限りではありません。詳細については、経済産業省のホームページなどに掲載されている小売業者向けの家電リサイクル法に関する資料を御覧ください。

- 建築物解体の際に残置された廃家電4品目が産業廃棄物にあたる場合（事業所から排出される家電4品目である場合）、排出事業者からその収集運搬を受託するためには、産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。
- 廃家電4品目は、指定引取場所に持ち込んでリサイクルしてください。



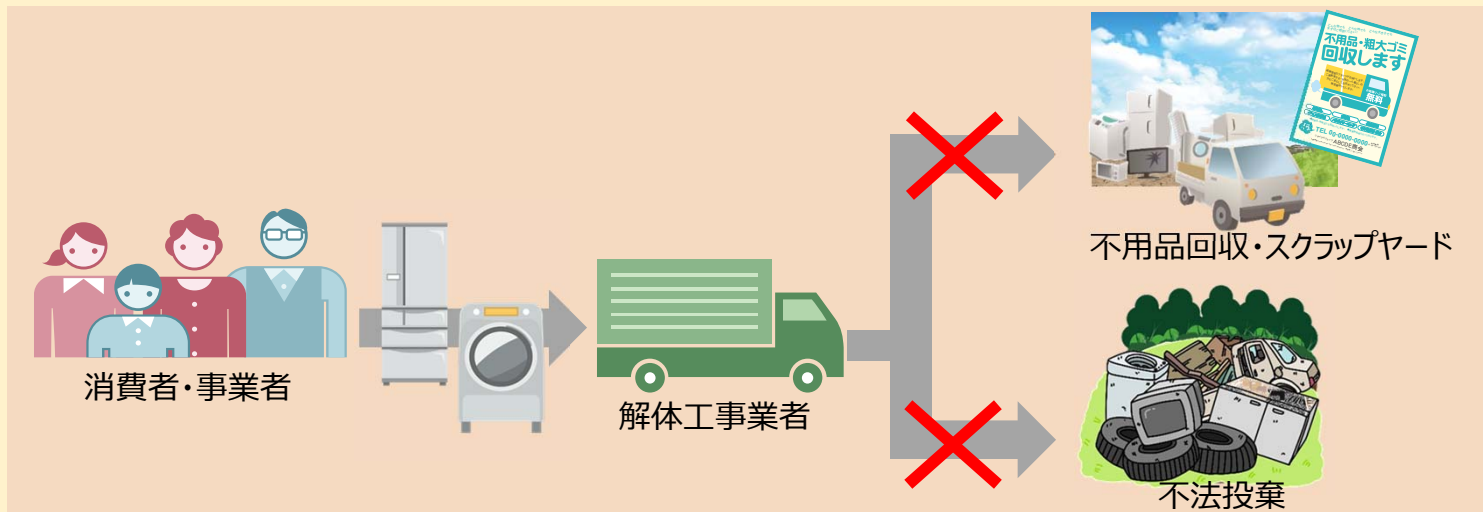
経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry



環境省
Ministry of the Environment

④ 法律違反に注意してください。

- 一般廃棄物にあたる廃家電 4 品目について一般廃棄物収集運搬業許可（又は市町村からの委託）を有さない解体工事業者が収集運搬を行った場合、廃棄物処理法に違反します。産業廃棄物にあたる廃家電 4 品目について産業廃棄物収集運搬業許可を有さない解体工事業者が収集運搬を行った場合についても、同様に廃棄物処理法に違反します。
- また、廃家電 4 品目の収集運搬を行うことができる解体工事業者が、引き取った廃家電 4 品目を指定引取場所に引き渡さずに違法な回収業者等に引き渡した場合、家電リサイクル法又は廃棄物処理法に違反します。



建築物の解体時等における残置物の取扱いについて（環境省通知）

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k072.pdf>



廃棄物ではないから大丈夫と思っていませんか？

家電 4 品目の廃棄物該当性については、「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」（平成24年3月19日 都道府県・市町村宛て環境省通知）において、（リユース・リサイクル仕分け基準のガイドラインに照らして）「リユース品としての市場性が認められない場合（年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等）、又は、再使用の目的に適さない粗雑な取扱い（雨天時の幌無しトラックによる収集、野外保管、乱雑な積上げ等）がなされている場合は、当該使用済特定家庭用機器は廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと」とされています。

有価物として譲渡しているつもりでも、その家電 4 品目は廃棄物に該当するかもしれません。上記通知を踏まえ、家電 4 品目が廃棄物に該当する場合には、廃棄物処理法・家電リサイクル法に基づいた扱いが必要です。
<http://www.env.go.jp/press/files/jp/19506.pdf>

家庭における家電 4 品目の排出方法案内サイト（排出者向け）（一般財団法人家電製品協会）

<https://www.kaiketsukr.com/>



事業所における家電 4 品目の排出方法案内サイト（排出事業者向け）（一般財団法人家電製品協会）

<https://www.kaiketsukr.com/business/>

